第2回安城市公立保育所等経営審議会 令和元年12月25日





- 1 国・県の補助金の活用について
 - ⇒負担を押し付けている?いつまで続く制度?
- 2 認定こども園について
 - ⇒幼稚園からの移行の経緯は?こども園は審議の対象か?
- 3 他市の事例・民間手法
 - ⇒他市の民間移管の事例や手法はどのようなものがあるか?
- 4 安城市の幼児教育・保育におけるビジョン
 - ⇒目指すべき幼児教育・保育ビジョンの必要性







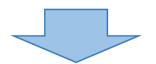
国・県の補助金の活用について

ご意見

国や県に負担を押し付けているのでは?



地方自治体が生き残るために… ¹ 持続的な保育の提供のために…



必要な措置・活用すべき制度

であると考えます!







1 国・県の補助金の活用について

ご質問

いつまで続く制度?

施設型給付:H27子ども子育て支援新制度にて創設

制度の存続 🔷 国等の判断によるところ

しかしながら…

民間保育園等の運営においては、 必要不可欠な制度



制度としては、継続する可能性が高い







1 国・県の補助金の活用について

ご意見

国や県の財源不足による制度の存続が心配 (全国的に民間移管の話が広がった場合など)

【用語解説】

普通地方交付税: 地方自治体の収入格差是正のため、

国税の一部を財政力の弱い自治体へ配分

【基準財政需要額-基準財政収入額】

基準財政需要額: 各自治体が必要とする事業費のこと

基準財政収入額: 各自治体が標準的に徴収できる税収のこと

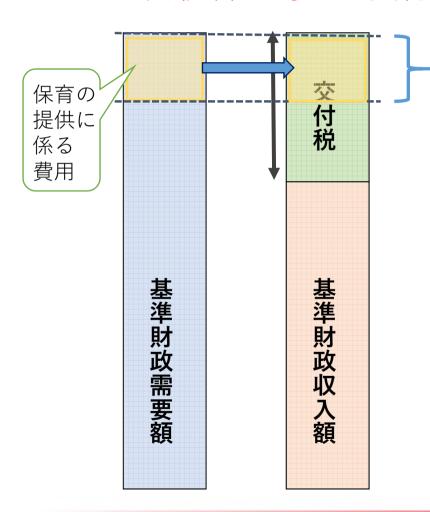
不交付団体: 全国で85市町村←**安城市**(令和元年度)

交付団体: 不交付団体以外の市町村(1600超)



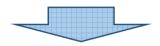


○ 民間移管に対する交付団体と不交付団体の違い



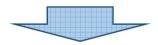
交付団体においては、

『保育の提供に係る費用』についても、 既に、交付税として支給されている



交付団体が公立園を民間移管しても 国から地方自治体への歳出が、

『交付税』⇒『施設型給付』に付け替わる のみで、国の歳出は増えないと考えられる



交付団体においては、

公立園の民間移管のメリットは薄く、民間 移管が促進されるとは考えにくい







2 認定こども園について

ご質問

幼稚園からの移行の経緯及び状況は?

○安城幼稚園・さくの幼稚園

幼稚園需要の減少・預かり保育需要の増加



H31 こども園への移行

・空き教室の有効活用・地域の幼児の集約

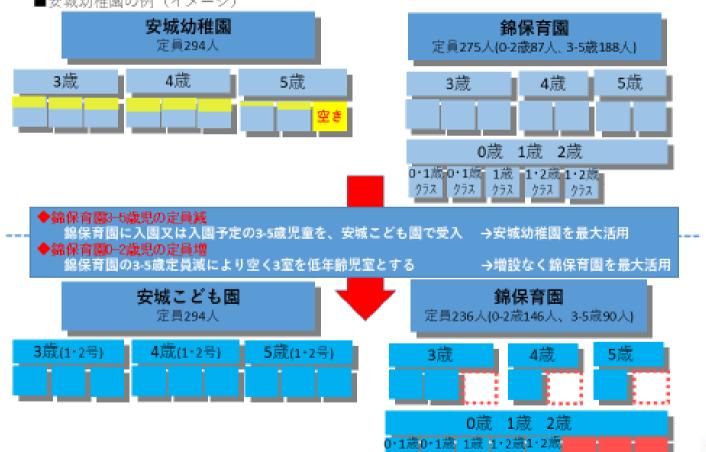


近隣保育園(錦・作野)にて**低年齢児保育の拡充**





- 認定こども園移行の経緯
 - ■安城幼稚園の例(イメージ)







○ 低年齢児保育の拡充 (近隣保育園)

〇錦保育園

- 部屋数 (低年齡児)
- ・施設定員(低年齢児)

【改修前:R1】

【改修後:R4】

5室

8室

+56名

+54名

 \Rightarrow 151 \rightarrow 95人

〇作野保育園

- · 部屋数 (低年齡児)
- ·施設定員(低年齡児)

【改修前:R1】

【改修後:R3】

5 室

8室

90人





2 認定こども園について

ご質問

認定こども園は審議の対象か?



保育園、幼稚園、認定こども園 全てが審議の対象

安城市公立保育所等経営審議会

幼児教育・保育の持続的な提供のため、 公立園の経営のあり方を検討する

公立保育園・公立幼稚園・公立認定こども園







3 他市の事例・民間手法

ご質問

他市の民間移管の事例や手法は どのようなものがあるか?



議題3『民間手法導入の他市事例等について』

にて説明させていただきます。







4 安城市の幼児教育・保育におけるビジョン

ご意見

- ・安城の子育てに対する政策、どのような形にしていくか
- ・子どもファースト、子どもの幸せのために
- ・市としての子ども子育て施策の再構築
- ・幼児教育の遂行のための持続可能な形態とは
- ・どのようなビジョンのもと今後の幼児教育を進めるか



議題4『民間手法を活用した保育園等の運営について』 にて説明させていただきます。





☆民間手法と他市の事例について

- 1 一般社会福祉法人・株式会社等への移管 豊田市など多数事例あり
- 2 社会福祉協議会への移管 碧南市など
- 3 社会福祉事業団への移管 国立市、三鷹市など





豊田市

- 1 一般社会福祉法人・株式会社等への移管
- 第 1 次民間移管計画 (H15.2)

H15~H20の間に、4保育園を社会福祉法人に、

6幼稚園を学校法人に移管

保育サービス拡大あり(延長・休日・病後児保育など)

○ 第 2 次民間移管計画 (H28.3)

H30~R3の間に、6保育園を移管予定

◎土地・建物:無償貸与

10年後

建物を無償譲渡(予定)

☆移管スケジュール:事業者募集・選定の2年後に移管







碧南市

- 2 社会福祉協議会への移管
- 移管までのスケジュール等

H17.10 保育園運営検討会の発足

H17.12 社協への移管方針の決定

H18.10 移管園 (5園) の決定

H18.11 保育士説明会

H18.12 保護者説明会

H20.4 社協保育園受入開始(2園)

⇒その後、**段階的に移管** H23までに、**計5園の移管を完了**







国立市

- 3 社会福祉事業団への移管
- 移管までのスケジュール等
 - H258 財政改革審議会答申《保育園の民営化を提言》
 - H27 12 保育審議会への諮問
 - 保育審議会答申《民営化の考え方・方法》 H28 5
 - 保育審議会答申《民営化ガイドライン》 H28₋11
 - 保育整備計画(素案)の公表 H29 2 (民営化案:まず、1園を一般社会福祉法人へ移管)

〈保護者の意見を聴く会の開催〉

- ~多数の心配する声~
 - ・先生や保育環境が変わることへの不安
 - ・従来の運営方針が引き継がれるか不安







国立市

- 3 社会福祉事業団への移管
- ~多数の心配する声~
 - ・先生や保育環境が変わることへの不安
 - ・従来の運営方針が引き継がれるか不安



保育整備計画の公表 H29.11

事業団設立準備開始 H30.4

『社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団』設立 R1.9.2

R3.4.1 新園舎建設後、保育所運営開始

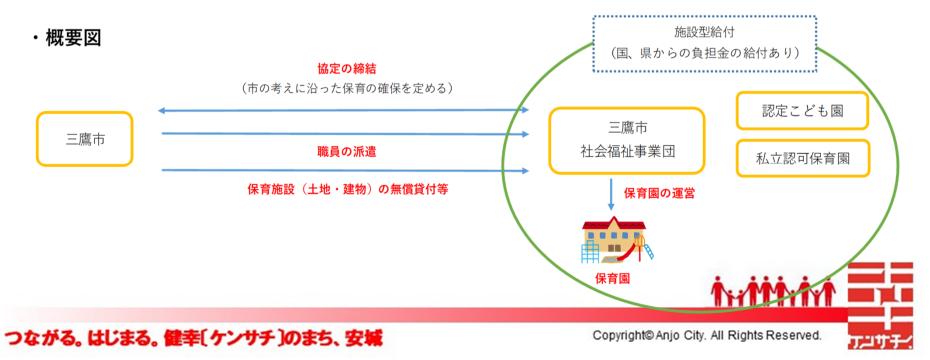






三鷹市

- 3 社会福祉事業団への移管
 - 〇公私連携型保育所
 - ・協定の締結 ⇒ 市の考えに沿った保育を確保
 - ・職員の派遣 ⇒ 同じ先生による保育
 - ・保育施設の無償貸付等







民間手法とメリット及び課題

運営法人 【他市事例】	現状:公立	一般社会福祉法人、株式会社 【一般的な民営化手法】	社会福祉協議会 【碧南市】	社会福祉事業団 【国立市・三鷹市】	
設置区分	公 設 公 営	民 設 <mark>民</mark> 営			
運営区分	市直営	民間事業者が設立 する法人 私立保育園などの運営法人	市が設立 した法人	市が新たに設立 する法人	
職員配置基準	運営法人の形態が変わっても、職員配置基準は <mark>変わりません</mark> 。				
保育の運営基準	『 <mark>保育所保育指針</mark> (厚生労働省)』や市の運営基準に関する <mark>条例</mark> に基づく運営				
保育料	所得に応じて決定 ⇒ 通う園によって 差は発生しません				
職員の変化	_	全員入れ替わる	現状の配置が可能 市職員の派遣(最大5年)により		
職員の身分・処遇	_	法人により異なる	身分は 市職員の身分を併せ持つ 処遇は 市職員に準ずる		
運営の独自性	市の考えに 沿った運営	法人の独自性あり	民間の柔軟性を取り入れつつも、 市の考えに沿った運営(公私連携型)		





民間手法とメリット及び課題

運営法人 【他市事例】	現状:公立	一般社会福祉法人、株式会社 【一般的な民営化手法】	社会福祉協議会 【碧南市】	社会福祉事業団 【国立市・三鷹市】
保育環境の変化	_	変化が大きい ・保育士の入れ替わり ・運営方針の違い	変化が小さい ・保育士は変わらない ・公私連携により市の考えに沿った運営	
収入の確保	補助制度なし	国、県の補助制度が活用可能		
財政効果 (即効性)	なし	<mark>低</mark> 運営法人を募集し、 段階的に移管	低〜高 社会福祉協議会との 調整が必要	高 必要な数の保育園を 一度に移管できる
メリット及び課題	○:保育環境の 変化なし ×:補助制度なし	○:保育環境の変化 (民間の独自性に対する 期待感)×:保育環境の変化 (環境変化への不安感)×:財政効果(即効性)が 低い (運営法人の募集、職員の 段階的退職)	○:保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承)○:職員の採用退職の調整が 不要△:対応可否、規模等の調整が必要△:財政効果(即効性)が 不透明	○:保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承)○:職員の採用退職の調整が 不要○:財政効果(即効性)が 高い×:新規業務の発生 (事業団設立・運営業務)





第2期安城市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)

理念

『幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城』

視点







☆実施計画 (R2~R4)における 事業費の合計

約24.4億

低年齢児保育の 受け皿の整備

方針

○安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策

- ○幼児期の教育・保育環境の充実
- 〇学童期からの『生きる力』を育む環境整備
- 〇子どもの居場所づくり
- 〇支援を必要とする子どもや保護者への対策
- 〇子育てしやすい社会環境の整備
- ○地域社会における子育て支援

を 老朽化した 保育園等の 施設改修

約9.2億

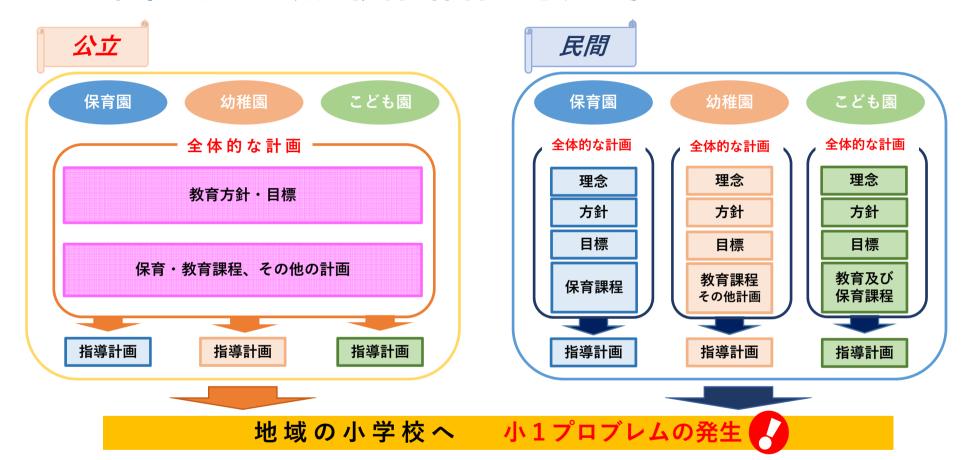
約4.2億

児童クラブの

受け皿の整備







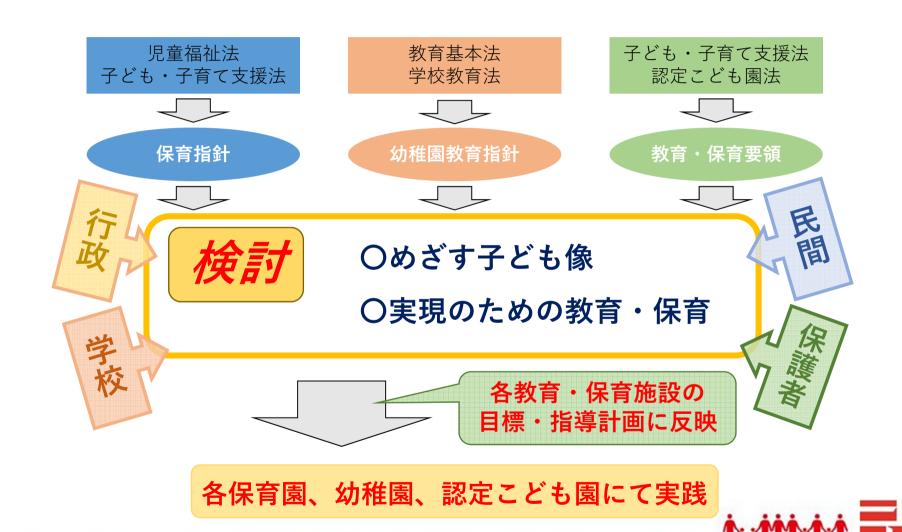
《課題》

『めざす子ども像』の共通認識・相互理解の欠如



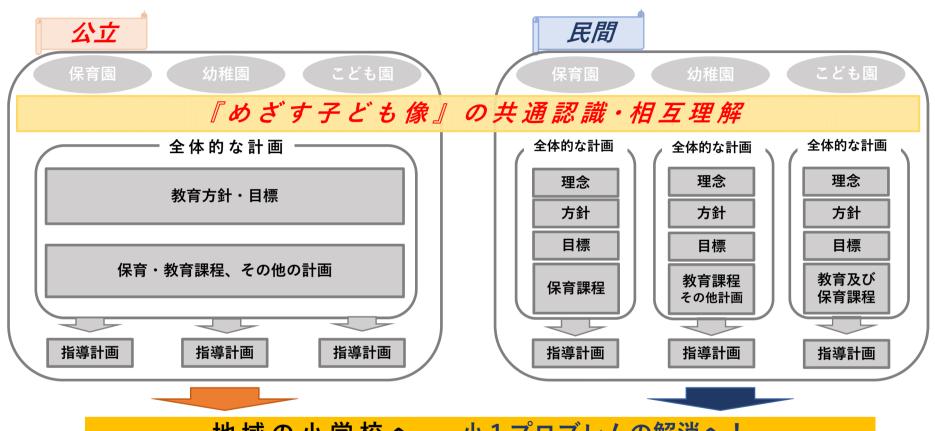












地域の小学校へ 小1プロブレムの解消へ!

『めざす子ども像』を共有した上で、各園の個性を発揮!





☆保育園運営の方向性

- ○社会情勢の変化への対応
- ○幼児教育・保育の持続的な提供



本来は、公立のまま継続するのが良いのかもしれないが・・・

『民間手法の導入』を考えるタイミングなのではないか? ただし、公立園の役割も引き続き担っていく必要がある。



『公』と『民』のハイブリッドによる保育の提供







☆基本方針(民間手法の導入)

○ 保育環境を変えないこと 民間移管に対する保護者の最大の不安要素

- ①先生が代わること ②園の運営方針が変わること
- 公立園として培ってきた保育の継承 公立保育園が持つ**地域における多面的な役割** 【安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書(H20.2)より】
- 無償化に伴う負担増に対し即効性があること 無償化に伴う本市の負担増:約3.9億円/年
 - 必要な数を一度に移管



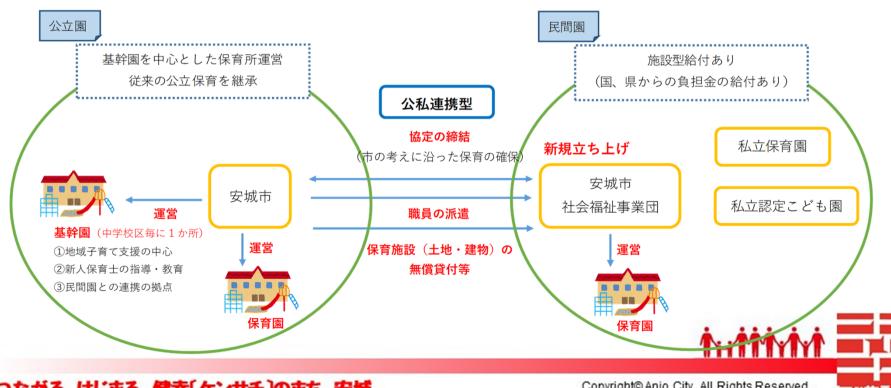




☆本市の保育所運営の方向性

- ○基幹園の設置(公立園の役割の継承と地域の子育て支援の中心的役割)
- ○社会福祉事業団の設立及び移管による『一部公立園の民間移管』

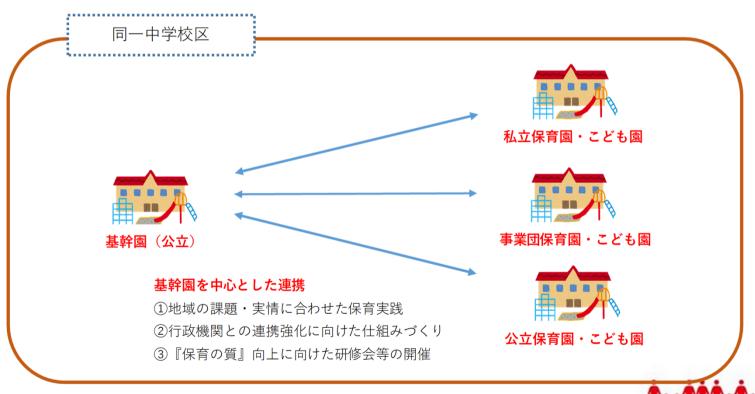
【概要図】





☆本市の保育所運営の方向性

従来の**公立保育を継承**し、地域の**子育て支援の中心**となるべき存在として、 中学校区毎に基幹園を設置







☆一部公立園の民間移管

1 民間移管の手法 公私連携型事業団方式



2 運営主体

『社会福祉法人安城市社会福祉事業団

3 民間移管の規模

市内公立27園(保育園:23園、こども園:2園、幼稚園:2園)の内

⇒ 概ね半数程度

なお、幼稚園を民間移管する場合は、こども園へ移行する。







☆民間移管方式(案)

- 4 運営体制
 - ・事業団に保育士(市職員)を**派遣** 派遣期間:原則3年(最大5年)
 - ・事業団に事務局を設置 ⇒ 職員を派遣し運営

公益的法人へ の派遣法及び 派遣条例に基 づく

5 運営方針 市の考えに沿った運営



6 施設・設備等

保育施設(土地・建物)は事業団へ無償貸与

